

(4) 学長選考・監察会議

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

学長選考・監察会議は、国立大学法人法第12条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議規則に基づき、次のとおり学長の選考等に関する事項を審議する。

- i) 学長選考基準の作成等に関する事項
- ii) 学長候補者の選考に関する事項
- iii) 学長の任期に関する事項
- iv) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- v) 学長の解任に関する事項
- vi) その他学長の選考等に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

学長選考・監察会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員3人及び教育研究評議会から選出された委員3人（学長及び理事である評議員を除く。）で組織されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和5年度は、3回（第58回～第60回）開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 「国立大学法人上越教育大学学長選考規則」及び「国立大学法人上越教育大学学長選考手続細則」の一部改正
- ii) 令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考に係るスケジュール
- iii) 意向聴取の電子投票の導入
- iv) 「国立大学法人上越教育大学学長の業務執行状況の確認について」の一部改正
- v) 学長の業務執行状況の確認

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考に係るスケジュール、意向聴取の電子投票の導入に伴う学長選考手続きの見直し等について審議した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

これまでの審議を踏まえ、令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考に係るスケジュールに基づき、学長選考を適切に行う。